

第 9 号諮問に係る第 2 回
世田谷区清掃・リサイクル審議会
令和 5 年 1 2 月 2 6 日 (火)

審議スケジュール

(第8～9期:約2年半を予定)

テーマ

『資源循環型社会の実現に向け区民・事業者の行動変容を促し、
更なるごみ減量・リサイクルを推進する新たな施策について』

第1回 清掃関連施設見学(可燃・不燃・資源・普及啓発)

今回 

第2回 清掃・リサイクル行政が抱える現状と課題について

(以下、予定)

第3回～第7回 デジタル技術等を活用した新たなごみ減量施策等について
・行政・住民・事業者の視点から
・普及啓発の手法、収集事業の安定化の取組 ほか

第8回～第11回 経済的手法等を用いたごみ減量施策の実現性について
・行政・住民・事業者の視点から
・有料化の事例紹介、導入の可能性 ほか

第12回 答申(素案)のまとめ

第13回 答申(案)のまとめ

第2回 清掃・リサイクル行政が 抱える現状と課題について

本日の流れ

- 1 国や都の現状と課題 (30分)
- 2 世田谷区の現状と課題 (40分)
- 3 質疑応答&意見交換 (30分)

第2回 清掃・リサイクル行政が 抱える現状と課題について

1 国や都の現状と課題

(1) 国の動き

- ①循環型社会の形成
- ②循環経済への移行

(2) 東京都の動き

- ①ゼロエミッション東京戦略
- ②最終処分場の延命化

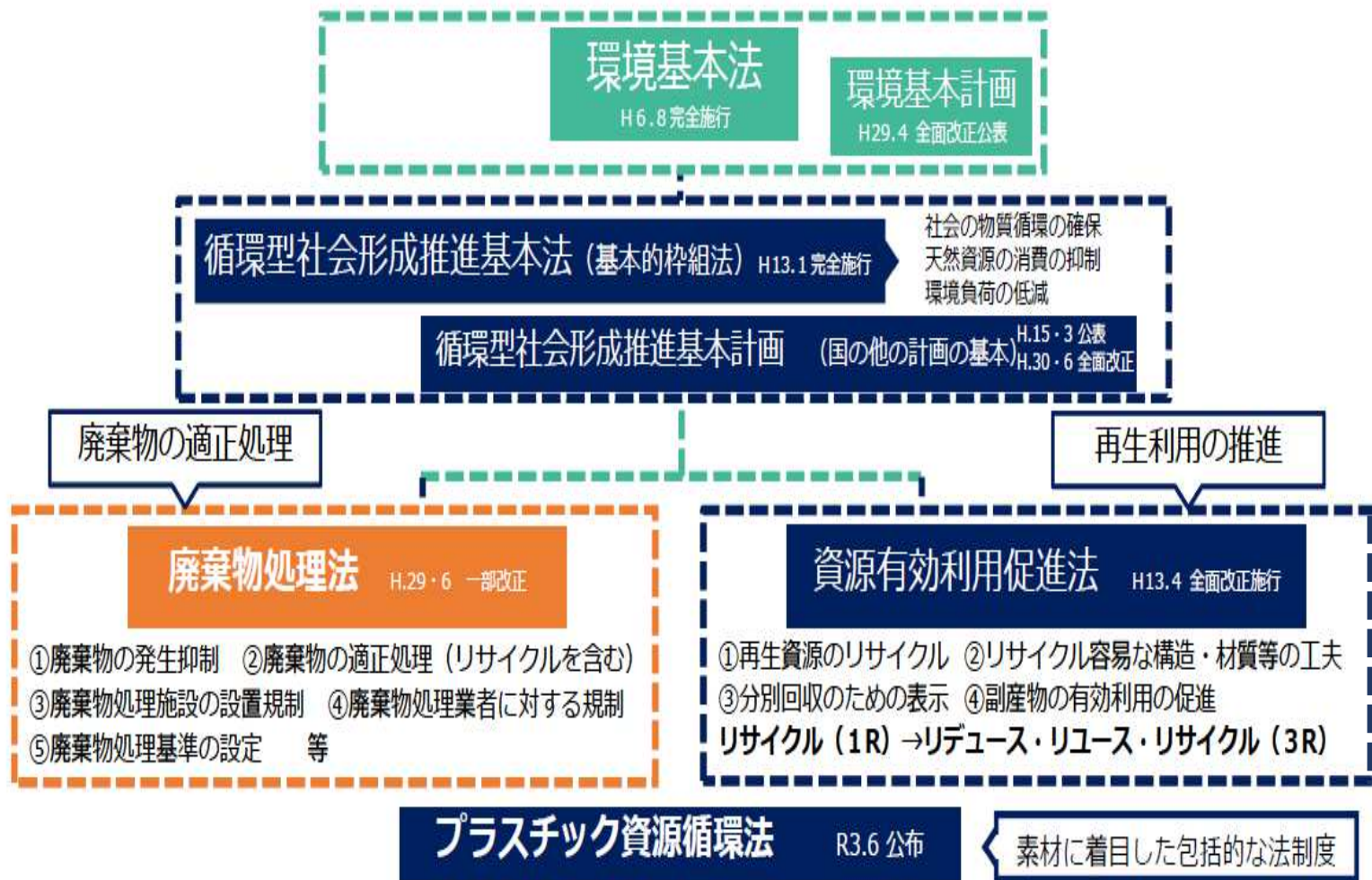
(3) 東京二十三区清掃一部事務組合

- ①東京23区のごみ量の推移
- ②清掃一組の役割

(1) 国の動き

- ①循環型社会の形成
- ②循環経済への移行

循環型社会を
形成するための
法体系



循環型社会を
形成するための
法体系
～個別物品の特性
に応じた規制～

容器包装 リサイクル法	家電 リサイクル法	食品 リサイクル法	建設 リサイクル法	自動車 リサイクル法	小型家電 リサイクル法
----------------	--------------	--------------	--------------	---------------	----------------

<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装の市町村による分別収集 ・容器包装の製造・容器利用業者による再商品化 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃家電を小売店等が消費者より引取り ・製造業者等による再商品化 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の製造・加工・販売業者が食品廃棄物等を再生利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の受注業者が建築物の分別解体 ・建設廃材等の再資源化 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係業者が使用済自動車の引取り、フロン回収、解体、破碎 ・製造業者等がフロン類、エアバッグ・シロッコガス等の引取り、再資源化 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が小型家電を回収 ・小型家電中のレアメタル等の有用金属を回収し、再資源化
ガラスびん、ペットボトル、紙製・プラスチック製容器包装等	エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機	食品残渣	木材、コンクリート、アスファルト	自動車	携帯電話、デジタルカメラ、携帯ゲーム機等

グリーン購入法（国等が率先して再生品などの調達を推進）

食品ロス削減推進法（国・地方自治体等の責務を明記し、食品ロスの削減を総合的に推進）

「循環型社会形成推進法」法整備の経緯

廃棄物発生量の増加
リサイクルの一層の推進の要請
廃棄物処理施設の立地の困難性
不法投棄の増大



「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の
経済社会から脱却し、環境への負荷の少ない


「循環型社会」の形成が急務



平成12年6月公布・施行

循環型社会形成
推進基本法


法の内容



循環型社会形成 推進基本法

1. 形成すべき「循環型社会」の姿を明確に提示
「循環型社会」とは、[1]廃棄物等の発生抑制、[2]循環資源の循環的な利用及び [3]適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。
2. 法の対象となる廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義
法の対象となる物を有価・無価を問わず「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促進。
3. 処理の「優先順位」を初めて法定化
[1]発生抑制、[2]再使用、[3]再生利用、[4]熱回収、[5]適正処分
との優先順位。

法の内容



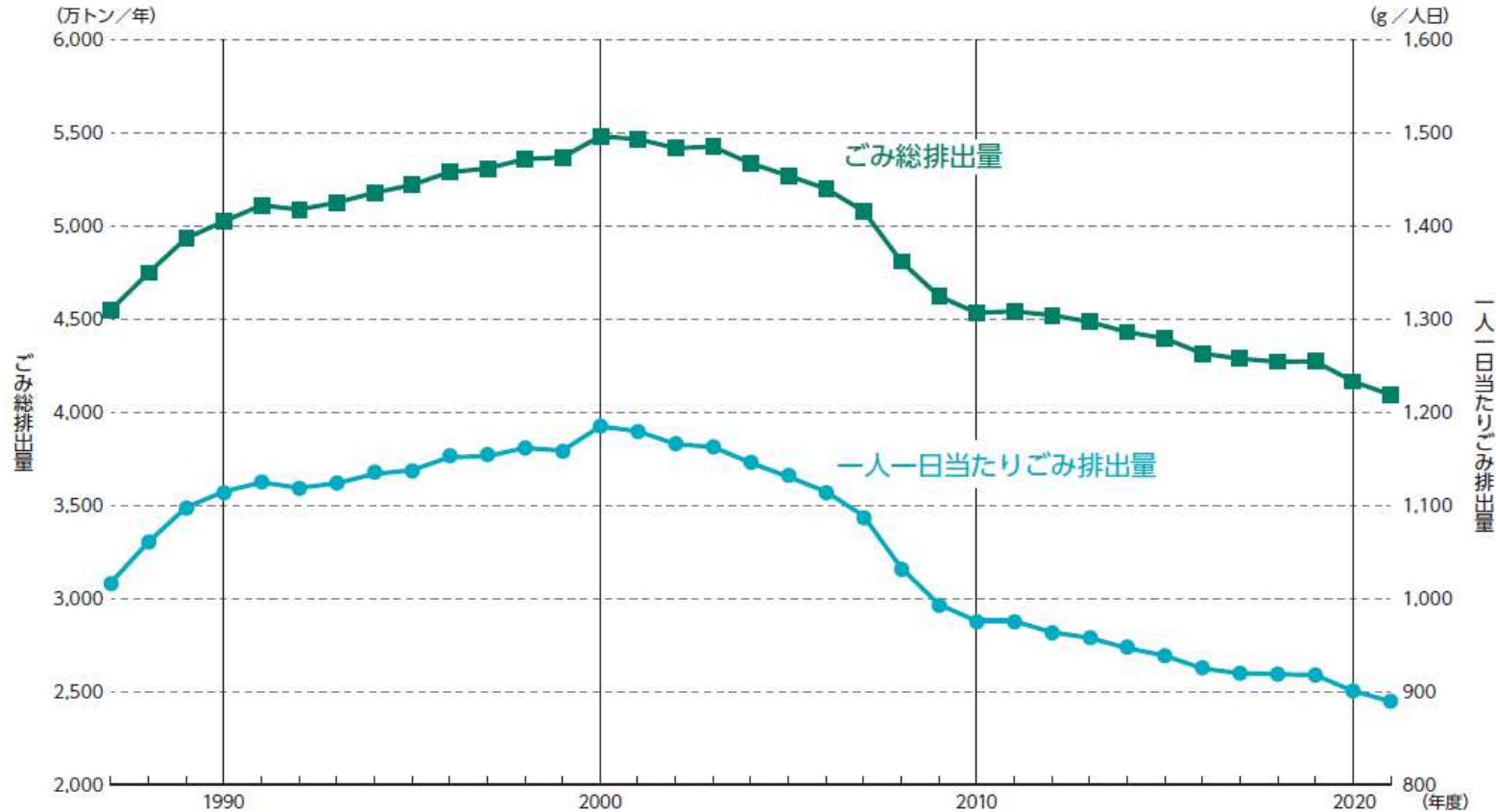
循環型社会形成 推進基本法

4. 国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を明確化
循環型社会の形成に向け、国、地方公共団体、事業者及び国民が全体
で取り組んでいくため、これらの主体の責務を明確にする。
特に、**[1]事業者・国民の「排出者責任」を明確化**
[2]「拡大生産者責任」の一般原則を確立
5. 政府が「循環型社会形成推進基本計画」を策定
循環型社会の形成を総合的・計画的に進めるため、政府は
「循環型社会形成推進基本計画」の5年ごとの見直し、他の計画は
循環型社会形成推進法を基本とすること等を明示
6. 循環型社会の形成のための国の施策を明示
 - ・ 廃棄物等の発生抑制のための措置
 - ・ 「排出者責任」の徹底のための規制等の措置 など

出典：環境省HP「循環型社会形成推進基本法の概要」より抜粋

ごみ(一般廃棄物)の排出量

図 3-1-7 ごみ総排出量と一人一日当たりごみ排出量の推移



注 1 : 2005年度実績の取りまとめより「ごみ総排出量」は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」における、「一般廃棄物の排出量(計画収集量+直接搬入量+資源ごみの集団回収量)」と同様とした。
 注 2 : 一人一日当たりごみ排出量は総排出量を総人口×365日又は366日でそれぞれ除した値である。
 注 3 : 2012年度以降の総人口には、外国人人口を含んでいる。
 資料 : 環境省

平成12年(2000年) 循環型社会形成推進基本法施行

出典 : 環境省HP「令和5年版環境・循環型社会・生物多様性白書」第2部第3章より

サーキュラー
エコノミー
への移行

リニアエコノミー (線型経済)



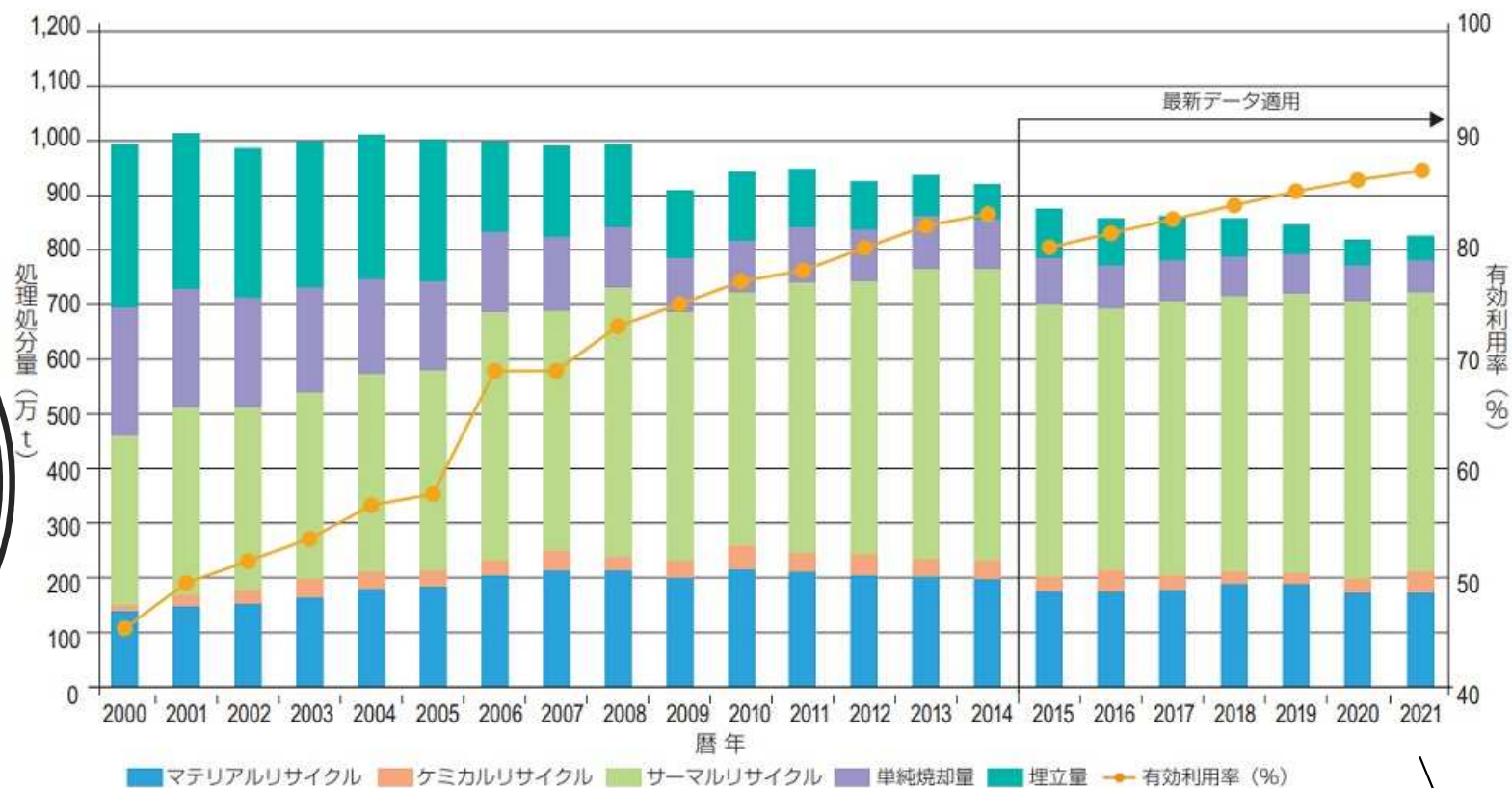
サーキュラーエコノミー (循環経済)



資料：オランダ [A Circular Economy in the Netherlands by 2050 -Government-wide Program for a Circular Economy] (2016) より環境省作成

出典：環境省HP「令和3年版環境・循環型社会・生物多様性白書」第1部第2章より 12

廃プラスチックの総排出量・有効利用／未利用量・有効利用率の推移



サーキュラー
エコノミー
への移行

令和3年度の廃プラスチック総排出量は、前年比2万t増の824万tとなり、このうち87%にあたる717万tが有効利用されました。

出典：一般社団法人プラスチック循環利用協会HP「プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況（マテリアルフロー図）」

(2) 東京都の動き

①ゼロエミッション東京戦略

②最終処分場の延命化

ゼロエミッション東京戦略



東京都



出典：東京都環境局HP
「ゼロエミッション
東京戦略2020
Update & Report」

政策 5 3Rの推進



なぜ3Rの推進が必要か

- 我が国のリサイクルシステムは一定程度整備されているものの、リデュースとリユースは更なる取組の余地があり、また、リサイクルシステムの一部が海外に依存しているなど大きな課題が残っています。
- 世界的な人口増加により天然資源の消費量は増大しており、資源競争など資源利用を巡るグローバルな諸問題が発生しているほか、環境破壊や生物多様性の喪失なども加速し、地球に大きな負荷をかけています。
- 東京都は、持続可能性に配慮しつつ、消費と生産における資源効率を大幅に改善し、資源消費量を地球の再生能力の範囲内に抑制するため、社会の仕組みを大きく転換していきます。



3Rの推進の“今”

現状 ▶ 一般廃棄物[※]のリサイクル率 **22.8%** (2018年度)

※一般家庭の日常生活から生じる家庭廃棄物と、事業活動に伴って生じる事業系一般廃棄物に区分される

- 一般廃棄物のリサイクル率は、直近5年間は横ばい傾向。地域によってもばらつきがみられ、家庭ごみの有料化による排出抑制や分別の徹底によりリサイクルを進めている多摩地域では、一般廃棄物のリサイクル率37%を達成
- 東京都では、資源有効利用促進法や各種リサイクル法に基づく、容器包装、家電、小型電子機器などのリサイクルの取組を推進・後押し。また、新たに太陽光パネルや紙おむつなどのリサイクルの仕組みづくりも開始

一般廃棄物のリサイクル率の推移



3Rをめぐる動向

動脈・静脈ビジネスの双方で事業の在り方が関わっている

新型コロナウイルスの影響は、国内外での生産拠点の操業停止や物流の停滞など様々な業界に及んでおり、業界全体の約8割が業績にマイナスの影響があるとみています。動脈[※]では、生産計画や販売計画の見直し、サプライチェーンの変更等が進んでいますが、静脈[※]でも同様の対応を迫られています。

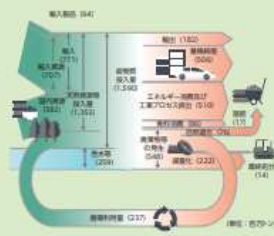
廃棄物処理・リサイクルシステムの合理化・強化が求められる

廃棄物処理の現場では、新型コロナウイルスの感染者が発生するなどの緊急時においても、社会基盤である廃棄物処理を維持することが求められています。超高齢化、人口減少等による社会構造の変化もあわせて、廃棄物処理の現場や業務手続における非接触化、合理化への要求が強まっています。

また、リサイクルの一層の推進が求められる一方で、質の高いリサイクルに適した廃棄物が十分集まらなかったり、必ずしも廃棄物の種類に応じた最適なリサイクルが行われていないという現状があります。そのため、廃棄物処理・リサイクル事業者のポテンシャルを活かし、リサイクルのレベルを向上させるための取組が必要です。

※動脈：天然資源を採掘・加工し、製品を製造・流通・販売する産業
静脈：使用済み製品や廃棄物を回収し、再生利用・資源化、還元処分を行う産業

日本の物質フロー (2017年度)



出典：「令和2年版 環境・保健統計年報」(環境省)

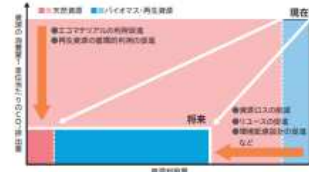
2020年



行動の加速に向けて

2050年の目指すべき姿

▶ 持続可能な資源利用が定着



2030年に向けた主要目標

一般廃棄物のリサイクル率 **37%**



直ちに加速・強化する取組

- AI・ICT技術などを活用した資源の有効利用の仕組みづくり
 - 人手に頼ってきた廃棄物処理・リサイクルシステムにAI・ICT・ロボティクス技術などを導入し、作業の高度化・合理化や処理後物の品質を向上
- 電子化による事務処理の非接触・合理化の推進
 - 電子 manifests の普及拡大などにより、廃棄物処理委託に関わる事務の合理化、非接触化を推進
 - 事務処理へのRPA導入により、コスト削減だけでなく、事業継続性の向上にも寄与
- 再生資源の循環的な利用促進
 - 社会実証調査等の結果を踏まえ、太陽光パネル等のリサイクルルートが確立されていない廃棄物の循環利用の仕組みを構築
 - 焼却灰をセメント原料化して製造した製品を土木建築資材として使用するなど、再生資源の循環的な利用を促進



2030・カーボンハーフスタイル ～社会変革のビジョン～

- ▶ 人手に頼らない処理システムと多様な3Rルートにより、レジリエントな廃棄物処理システムを確立
- ▶ 先進技術を駆使した、より質の高いリサイクルを実現

2030・カーボンハーフスタイルへのアプローチ

- 廃棄物処理事業者のノウハウ・ポテンシャルを活用した廃棄物処理システムの強化
 - 社会構造等の変化にも対応したレジリエントなリサイクルシステムを目指して、廃棄物処理事業者の知見を活かし、人手に頼らない処理プロセスを追求・構築
 - 最適処理と緊急時のレジリエンス向上に向けて、廃棄物に関与する事業者をネットワーク化する仕組みづくりを行い、3Rルートの多様化を促進
- 廃棄物処理・リサイクルプロセスに先進技術を組み込み、リサイクルレベルを向上
 - 質の高いリサイクルにより持続可能な資源利用を実現するため、分別からリサイクルまでに関与する事業者と連携し、先進技術を活用した処理プロセス構築に向けた取組を推進
- 資源循環・廃棄物処理計画の改定
 - 資源利用等をめぐる国際的な動向を踏まえつつ、東京の資源循環・廃棄物処理が直面する課題に対処するため、東京都資源循環・廃棄物処理計画を改定し、廃棄物処理の仕組みをレベルアップ

出典：
東京都環境局HP「ゼロエミッション東京戦略2020Update & Report」

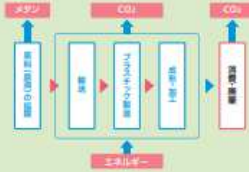
政策 6 プラスチック対策



なぜプラスチック対策が必要か

- プラスチックの製造にかかる原油の採掘、流通、製造、消費、処分の各段階ではCO₂が排出されます。また、廃プラスチックの多くは熱回収・焼却処理されており、都内の家庭・大規模オフィスビルから排出される廃プラスチックの焼却により、145万tのCO₂が発生しています。
- 河川等を経由して多量のプラスチックが海に流出し、海洋生態系への影響等が危惧されているほか、先進国からの廃プラスチックの輸出先となってきた国々では、環境汚染リスク等が報告され、国内資源循環ルートの拡充が急務です。

●今後、世界のプラスチック消費量が急増することが見込まれる中、東京都は、プラスチックの利用を持続可能なものに革新し、その姿を世界に発信していきます。



プラスチック対策の“今”

現状 ▶ 家庭と大規模オフィスビルからの廃プラスチックの焼却量 約70万t (2018年度)

- 家庭と大規模オフィスビルから排出する廃プラスチックの焼却量について、2018年度は約70万tと横ばい
- 東京都は、2019年12月にプラスチック削減プログラムを策定し、2030年に向けた主要目標と新たな施策の方向性を提示。このプログラムに則り、施策等を展開
- 区市町村への財政支援により、プラスチック製容器包装の分別収集を促進
- 事業系廃プラスチック削減に向け、区市町村と連携してオフィスビル等への3Rアドバイザーの派遣の試行的取組を開始
- アジア各国における廃プラスチックの輸入規制強化を受けた緊急対策として、産業用原料化など新たな国内資源循環ルート構築に向けた実証事業の展開

プラスチックをめぐる動向

在宅時間が増える中、使い捨てプラスチック使用量が増加
事業系のごみ排出量が減る一方、家庭では、食品類のテイクアウト容器や個包装、通販の梱包材などが増加しています。

企業間で加速する「リユース革命」の動き

カフェ等においてリユース容器で商品を提供したり、食品・日用品の量り売りを進める先進的なビジネスが世界各国で活発化しています。また、使用済みプラスチックを元の樹脂と同等の品質に戻す水平リサイクルの技術革新が進むとともに、プラスチックを持続可能なバイオマス素材に切り替える動きも広がっています。

プラスチックをめぐる新たな政策

2021年1月、改正バーゼル条約が発効し、汚れたプラスチックの輸出には相手国の同意が必要になりました。海洋プラスチックに関する新たな国際的協定、枠組等の仕組みの検討が進んでいます。

国内では、製造・販売事業者等の使い捨てプラ削減等に係る指針等の策定、区市町村でのプラ製の容器包装・製品の一括回収、販売事業者等による自主回収、事業系廃プラの排出抑制・再資源化を推進するため、法制化に向けた国会での議論が進められています。

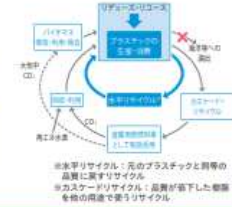


行動の加速に向けて

2050年の目指すべき姿

CO₂実質ゼロのプラスチック利用

- プラスチックの生産、リサイクル等は全て再エネで賄う
- バイオマスへの切替えは、新たな土地利用変化を生じさせず、植物の成長速度の範囲内。食料との競合等の社会・環境問題に配慮



2030年

2030年に向けた主要目標

家庭と大規模オフィスビルからの廃プラスチックの焼却量(2017年度比) **-40%**(約40万t)

直ちに加速・強化する取組

- 共感を広げ、行動変容を促進
 - 使い捨てプラに依存しないリユース・リペア等の好事例の普及啓発や新しい日常での削減行動を促すコンテンツを制作し、メディア等と連携して情報発信
- 区市町村と連携した分別・リサイクルの促進
 - プラ製容器包装・再資源化支援事業を活用し、一括回収を視野に入れた分別収集の実施及び分別実績向上に取り組み区市町村を引き続き強力に後押し
 - オフィスビル等への3Rアドバイザーによる的確な助言を通じて、事業系廃プラスチックのリサイクルを促進
- 海洋プラスチック対策
 - 都民への普及啓発や海ごみの実態把握調査をはじめとした、TOKYO海ごみゼロアクションを推進
- 国際連携
 - オンラインを活用し、使い捨てプラ削減・循環経済(サーキュラーエコノミー)構築に向けて海外諸都市や国際機関などと連携した情報発信を強化



- 先進的な企業と連携したイノベーションの創出
 - 飲料業界とのコンソーシアムでペットボトルのボトルtoボトルを推進
 - イノベーション企業間連携の場を創出
 - 廃棄物処理法の運用合理化により、動静脈一体物流による回収や製造・販売事業者による回収を促進

2030・カーボンハーフスタイル ～社会変革のビジョン～

- ▶量り売り、シェアリング、リユース容器などの「2R®ビジネス」の主流化
- ▶多様かつ効率的な回収・輸送ルートと新たな技術による水平リサイクルの実装

2030・カーボンハーフスタイルへのアプローチ

- 革新的技術・ビジネスモデルの社会実装
 - 「リユース革命」の進行を促し、量り売りやシェアリング、リユース容器による販売・購入といった新たなビジネススタイル・消費行動の一般化・主流化に向けて、先進的な企業等と連携した取組を推進
 - 容器包装等のモノマテリアル化・再生プラスチック利用や廃プラスチックの水平リサイクル技術の開発が進む中、製品設計～分別排出～回収～水平リサイクル(再生プラスチック利用)が最適化された社会システムを目指して、多分野の企業と連携した取組を推進。特に、効率的な分別収集・選別・輸送等のためのインフラ整備の促進やルールづくりに取り組み

出典：
東京都環境局HP「ゼロエミッション東京戦略2020Update & Report」

2020年

政策 7 食品ロス対策

なぜ食品ロス対策が必要か

- 日本で1年間に発生した食品ロスは約612万トン(2017年度)と推計されており、日本人一人当たり毎日お茶碗一杯分のご飯を捨てているのと同じ量に相当します。
- 食品が私たちの手元に届くまでには、生産、加工、流通といった各過程において温室効果ガスが排出されており、世界の排出量の21～37%を占めています。消費期限切れ等によって廃棄された食品の処分等に伴ってCO₂が発生し、食品ロスの発生による気候変動への影響は見過ごすことはできません。

- 東京都は、食品ロス削減に取り組むための機運を醸成し、事業者や消費者など各主体の自主的な行動及び連携した取組を強力に推進していきます。その上で、2050年に向けて、食の安全や食文化に配慮しつつ、食料資源の好循環を形成していきます。



食品ロス対策の“今”

現状 ▶ 食品ロス発生量(2000年度比) **-32.9%**(2017年度)

- 2017年度の都内全体の食品ロス発生量は、約51万トンであり、そのうち事業系が約38.5万トン、家庭系が12.5万トンと推計
- 東京都は、ICT等の技術を活用した需要予測により、サプライチェーン全体で食品ロスの削減に取り組む事業者と共同でモデル事業を実施。消費者に対しては、オンライン等を活用して普及啓発を実施



食品ロスをめぐる動向

コロナ禍のフードサプライチェーンへの影響

新型コロナの拡大により、家庭用食材等の需要が急増する一方、業務用の需要が減少するなど、需給のバランスが大きく変化しています。こうした変化に対応するためにも、サプライチェーンの機能強化を図っていく必要があります。

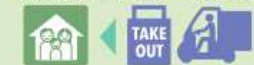
人々の意識や行動の変化への対応

外出自粛等により自宅での料理・食事を増やす機会が増え、テイクアウトやデリバリー等が拡大しています。また、生活に困窮する人が増える中、フードバンク活動など助け合いの取組への注目が集まっています。こうした人々の意識や行動の変化を的確に捉え、食品ロス対策への理解と具体的な取組を促すことが重要です。

食品ロス削減に効果的なビジネスの広がり

近年、食品の需要予測や未利用食品のシェアリングアプリを活用した、食品ロス削減につながる新たな民間ビジネスが開始されており、関連業界とも連携しながら、こうした取組を加速させていくことが重要です。

テイクアウトやデリバリーの利用拡大



シェアリングアプリのイメージ



行動の加速に向けて

2050年の目指すべき姿

食品ロス発生量実質ゼロ

- 食品ロスの発生抑制に最大限努め、なお発生する食品ロスについては、飼料化・肥料化により廃棄をゼロにする

2030年に向けた主要目標

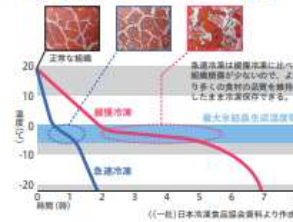
食品ロス発生量(2000年度比)

半減

直ちに加速・強化する取組

- 先進技術を活用した発生抑制の取組の促進
 - 新たな冷凍・包装技術を活用した食品のロングライフ化に寄与する事業を支援
 - ICT等を活用し、サプライチェーン全体で連携して需要予測情報を共有化する取組の促進
- 食品ロス削減のベストプラクティスの展開
 - 取り組みやすく優れた食品ロス削減のノウハウを、広く食品関連事業者へ普及
- 事業者・区市町村との連携による消費スタイルの転換に向けた啓発
 - 食べきり協力店の使い切りレシピの紹介など、区市町村と連携した普及啓発キャンペーンを展開
 - 新しい日常における家庭での取組をオンライン等を活用して、継続した普及啓発を実施
- 未利用食品の有効活用に向けた取組の拡大
 - 区市町村や東京都が保有する防災備蓄食品をフードバンクとマッチングし、有効活用を後押し

冷凍技術の違いによる食品への影響



消費者の賢い消費選択の促進

- アプリ等による売れ残り品の割引情報の活用や小売店の少量パック、飲食店の小盛りメニューの利用など、必要な物・量を見極めた消費行動を促進
- 食品サプライチェーンが協力した取組の推進
 - 食品関連業者の間慣習である3分の1ルールの見直し等の取組状況を、消費者に分かりやすく発信

2030・カーボンハーフスタイル ～社会変革のビジョン～

- ▶ 発生抑制を基調とした持続可能な循環型社会へ転換
- ▶ 各主体が更なる削減行動を率先・連携して実施

2030・カーボンハーフスタイルへのアプローチ

「東京都食品ロス削減推進計画」に基づく、体系的な施策の推進

- 「東京都食品ロス削減推進計画」における食品ロス削減の基本的考え方に則り、行政・消費者・事業者・関係団体が一丸となって食品ロス削減対策を推進
- コロナ禍等の社会変化にも対応した食品ロス削減の取組の社会定着・普及を推進
- 食品ロス発生抑制の取組を最優先に、様々な理由で不要となった食品の有効活用や、やむを得ず発生する食品ロスの再生利用の取組も含め、多岐に渡る施策を展開



2020年

2030年

出典：東京都環境局HP「ゼロエミッション東京戦略2020Update & Report」

最終処分場の延命化

今後も50年以上の埋立てが可能と推計されているが、埋立てできる量には限りがあるため、今の処分場をできる限り長期に利用していくためには、各自治体におけるごみ減量の取組が必要となる



変遷	場所	埋立面積	埋立量	埋立期間
①	8号地 (江東区潮見)	364,000m ²	約371万t	昭和2~昭和37年度 (1927~1962年度)
②	14号地 (江東区夢の島)	450,000m ²	約1,034万t	昭和32~昭和41年度 (1957~1966年度)
③	15号地 (江東区若洲)	712,000m ²	約1,844万t	昭和40~昭和49年度 (1965~1974年度)
④	中央防波堤 内側埋立地	780,000m ²	約1,230万t	昭和48~昭和61年度 (1973~1986年度)
⑤	中央防波堤 外側埋立処分場	1,990,000m ²	約5,526万t (令和3年度未現在)	昭和52年度~(埋立中) (1977年度~)
⑥	羽田沖 (大田区羽田空港)	124,000m ²	約168万t	昭和59~平成3年度 (1984~1991年度)
⑦	新海面処分場	3,190,000m ²	約922万t (令和3年度未現在)	平成10年度~(埋立中) (1998年度~)

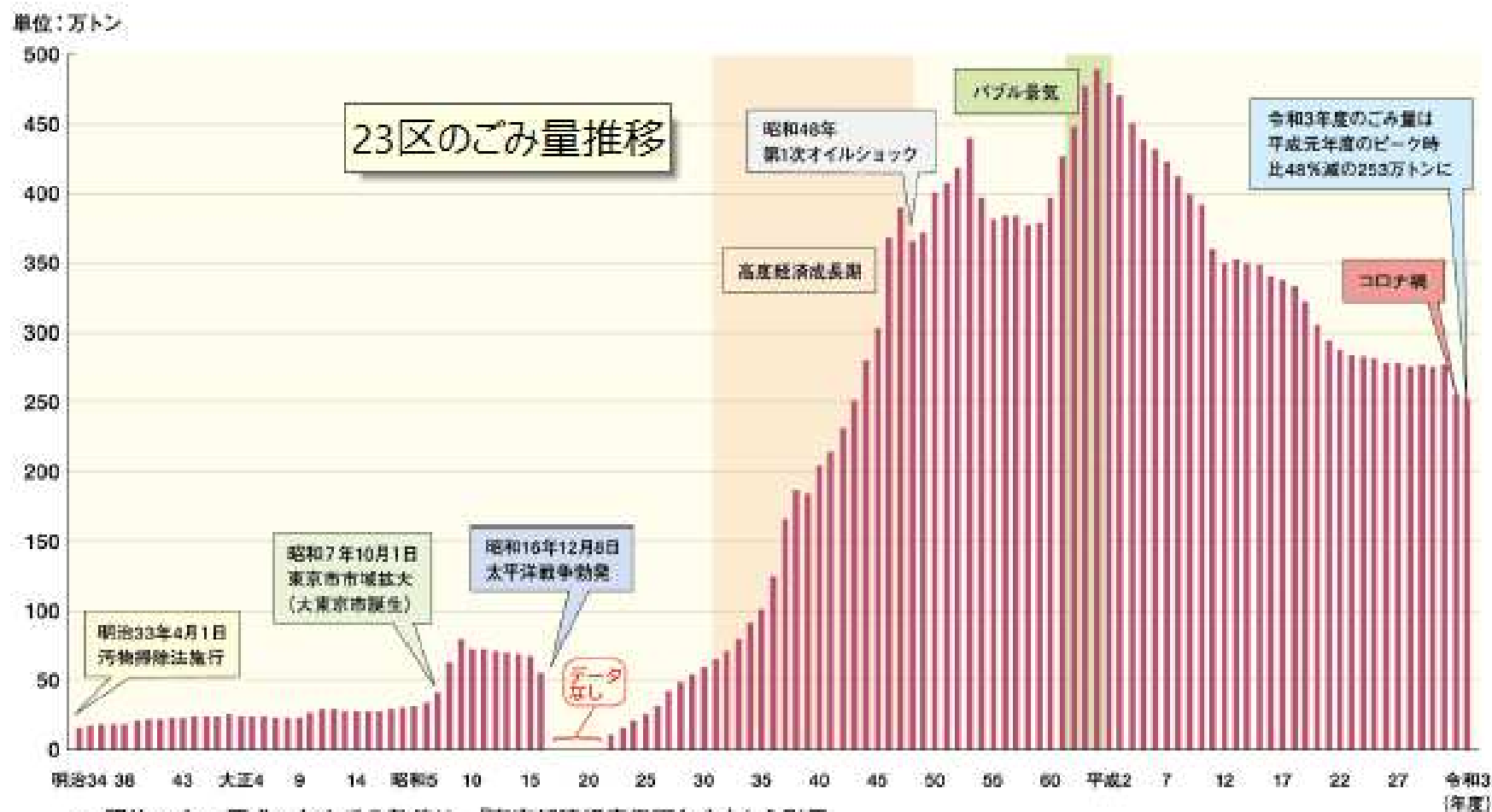


R5年2月5日撮影
出典：東京都環境局HP

出典：東京都環境局HP「よくある質問 中央防波堤埋立処分場」

- (3) 東京二十三区清掃一部事務組合
- ①東京23区のごみ量の推移
 - ②清掃一組の役割

23区のごみ量推移



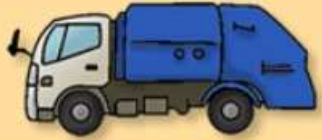
出典：東京二十三区清掃一部事務組合HP
「ごみ量・ごみの中身」

東京二十三区清掃一部事務組合

23区内の各家庭や事業所から出たごみの中間処理を行うため、23区が共同で設立した特別地方公共団体として平成12年4月、清掃事業の東京都から特別区への移管に伴い設立された。

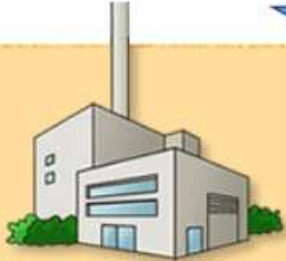
業務内容は、23区の清掃工場や不燃ごみ・粗大ごみの処理施設の管理・運営など

なお、収集・運搬は各区が実施する



収集・運搬
23区の仕事

収集・運搬は各区の役割



中間処理
清掃一組の仕事

可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの中間処理、し尿の下水道投入について、23区を構成団体とする東京二十三区清掃一部事務組合による共同運営を行っている。

可燃
ごみの
処理

不燃
ごみの
処理

粗大
ごみの
処理



埋立処分場
東京都の仕事

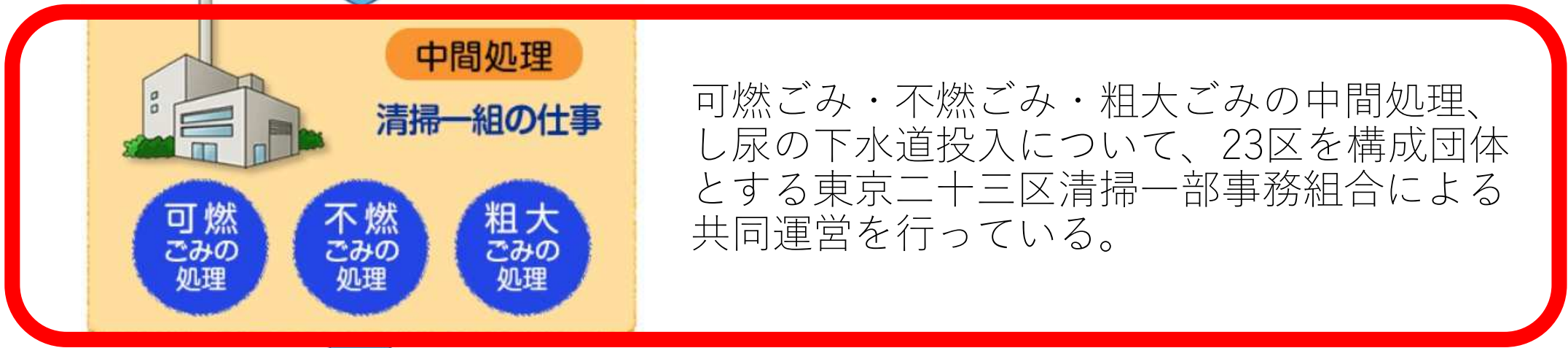
最終処分場は東京都の役割

出典：東京二十三区清掃一部事務組合HP

「かんたん！早わかり！ごみ処理の流れ」



収集・運搬は各区の役割



可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの中間処理、し尿の下水道投入について、23区を構成団体とする東京二十三区清掃一部事務組合による共同運営を行っている。



最終処分場は東京都の役割

出典：東京二十三区清掃一部事務組合HP

「かんたん！早わかり！ごみ処理の流れ」 24



収集・運搬は各区の役割



可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの中間処理、し尿の下水道投入について、23区を構成団体とする東京二十三区清掃一部事務組合による共同運営を行っている。

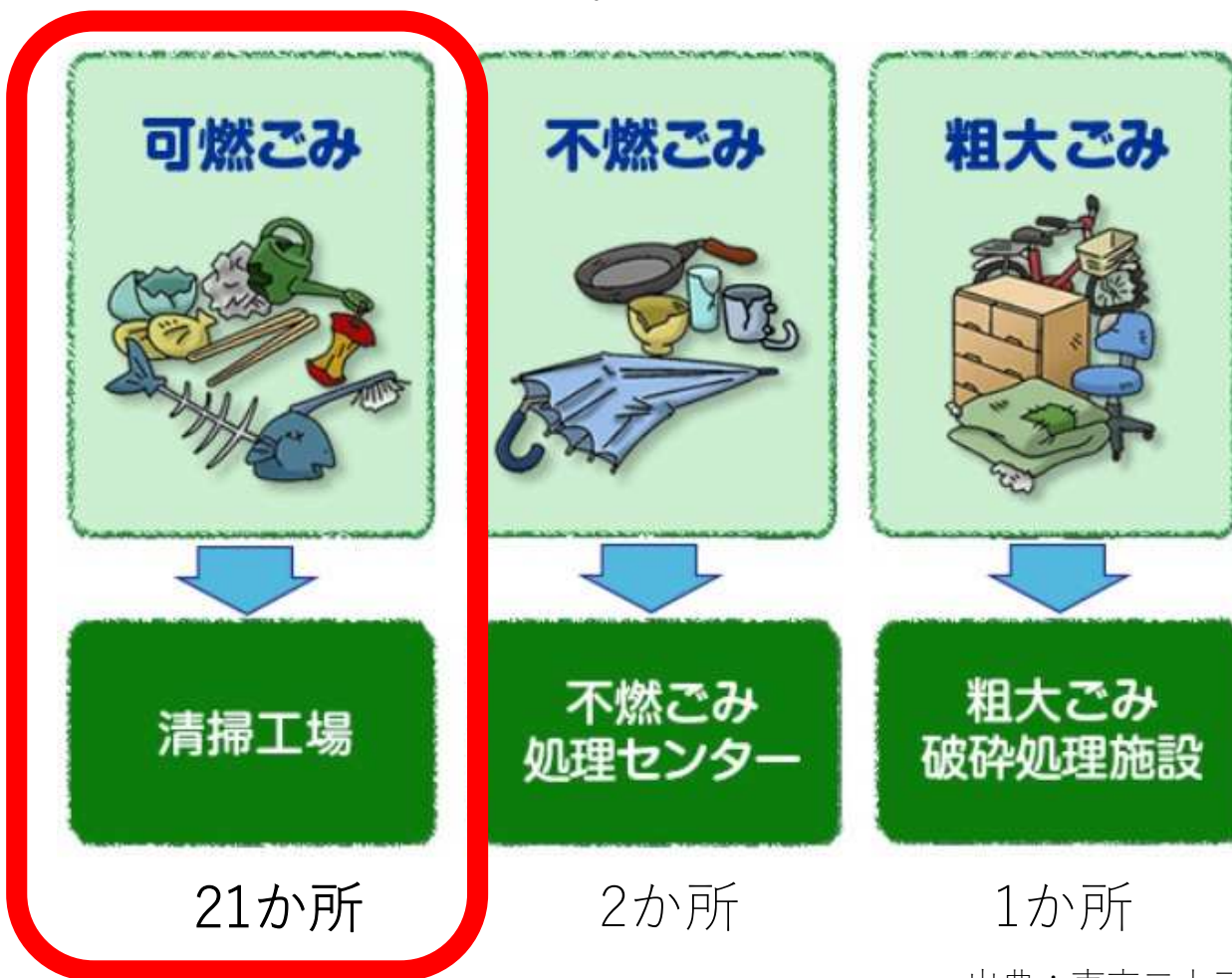


最終処分場は東京都の役割

出典：東京二十三区清掃一部事務組合HP

「かんたん！早わかり！ごみ処理の流れ」

東京二十三区清掃一部事務組合の中間処理



出典：東京二十三区清掃一部事務組合HP

「かんたん！早わかり！ごみ処理の流れ」 26

東京二十三区清掃一部事務組合



出典：東京二十三区清掃一部事務組合HP

「かんたん！早わかり！ごみ処理の流れ」²⁷

東京二十三区清掃一部事務組合



出典：東京二十三区清掃一部事務組合HP

「かんたん！早わかり！ごみ処理の流れ」

～～休憩（5分）～～

世田谷区清掃・リサイクル部のキャラクターを紹介します！



ごみなしくん

清掃車がモチーフの
「ごみなしくん」



ごみ袋型宇宙人の「へらん」

世田谷区の現状と課題

第2回 清掃・リサイクル行政が 抱える現状と課題について

2 世田谷区の現状と課題

(1) 世田谷区の概要

- ① 区の概要
- ② ごみ処理やリサイクルの費用に掛かる経費
- ③ 世田谷区清掃・リサイクル部の組織概要

(2) 一般廃棄物処理基本計画について

- ① そもそも「ごみ」とは・・・
- ② 世田谷区一般廃棄物処理基本計画について
- ③ 主なごみ・資源の分別区分・収集方法
- ④ 区民1人1日あたりのごみ排出量の推移
- ⑤ 家庭・事業系ごみ組成分析調査及び計量調査

(3) 資源回収や資源化の取組み

- ① 資源回収量の推移
- ② 資源回収、不燃ごみ・粗大ごみの資源化、リユースの取組み

(4) ごみ減量・リサイクルの推進に向けた普及啓発

- ① 普及啓発と発生抑制の取組み
- ② 食品ロス削減の取組み

(5) 区民意識調査の分析

- ① 環境に関する区民意識・実態調査結果

(6) 今後の課題

(1)①世田谷区の概要

※令和5年10月1日現在

人口：総人口 918,568人
(男性434,689人、女性483,879人)

世帯数：496,352世帯 (1世帯当たり約1.85人)

面積：58.05 km²

予算規模：3,619億8,700万円 (令和5年度一般会計当初予算)
(1人あたり約394,100円)

出典：「世田谷区の人口と世帯数」、「世田谷区政概要2022」、
「令和5年度(2023)年度当初予算概要」

(1)②ごみ処理やリサイクルに掛かる経費

【令和3年度実績】

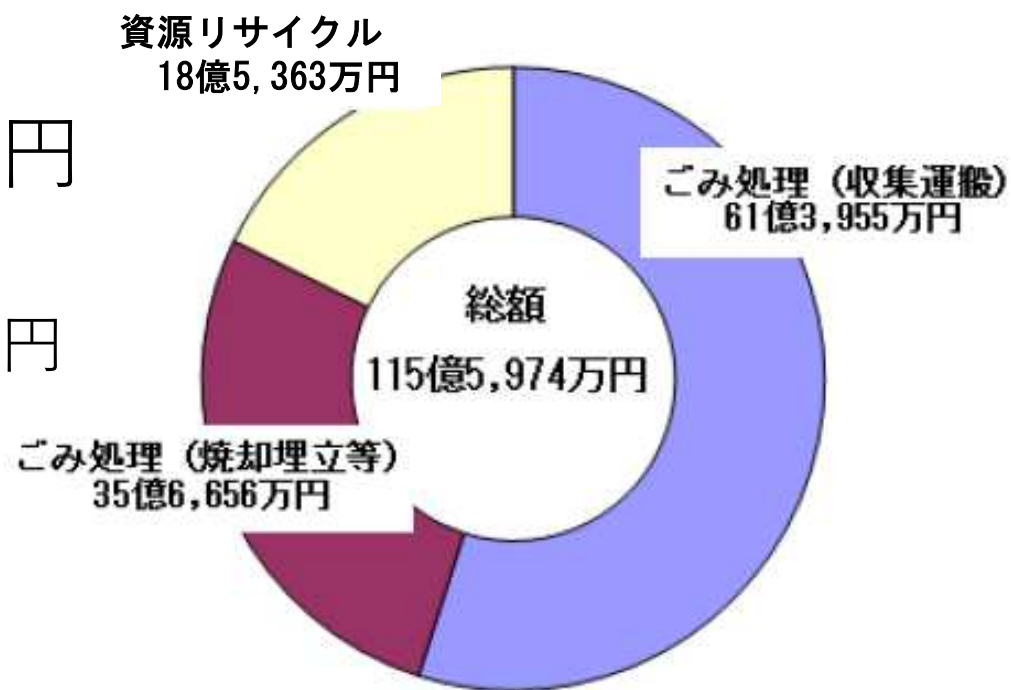
総額：約115億5,974万円



- ・区民1人あたりの経費：年間12,593円
- ・ごみの処理原価：63円/kg
- ・資源の処理原価：46円/kg



- ・収集車1台(積載量約1.5t)分のごみ処理経費：94,500円



出典：世田谷区HP「資源・ごみ処理経費」

(1)③世田谷区清掃・リサイクル部の組織概要

※職員数はR5年4月1日時点。
管理職および清掃一組への派遣を含む。
会計年度任用職員および嘱託産業医は含めない。

管理課

(22名)

清掃・リサイクル審議会事務局
部の予算・決算、有料ごみ処理券、廃棄物処理手数料、清掃職員の安全衛生 など

事業課

(25名)

ごみ収集作業計画、資源回収業務管理、普及啓発業務、
指導許可業務、関連計画業務 など

世田谷清掃事務所

(123名)

- ・家庭ごみの収集（管轄区域）
- ・事業系ごみの収集（少量のもの）
- ・ふれあい指導（分別指導）

玉川清掃事務所

(75名)

- ・ごみ集積所相談
- ・環境学習支援
- ・高齢者世帯等粗大ごみ運び出し
- ・高齢者等訪問収集

砧清掃事務所

(107名)

- ・ごみ減量・リサイクル団体等支援
- ・ごみ減量推進会議

など

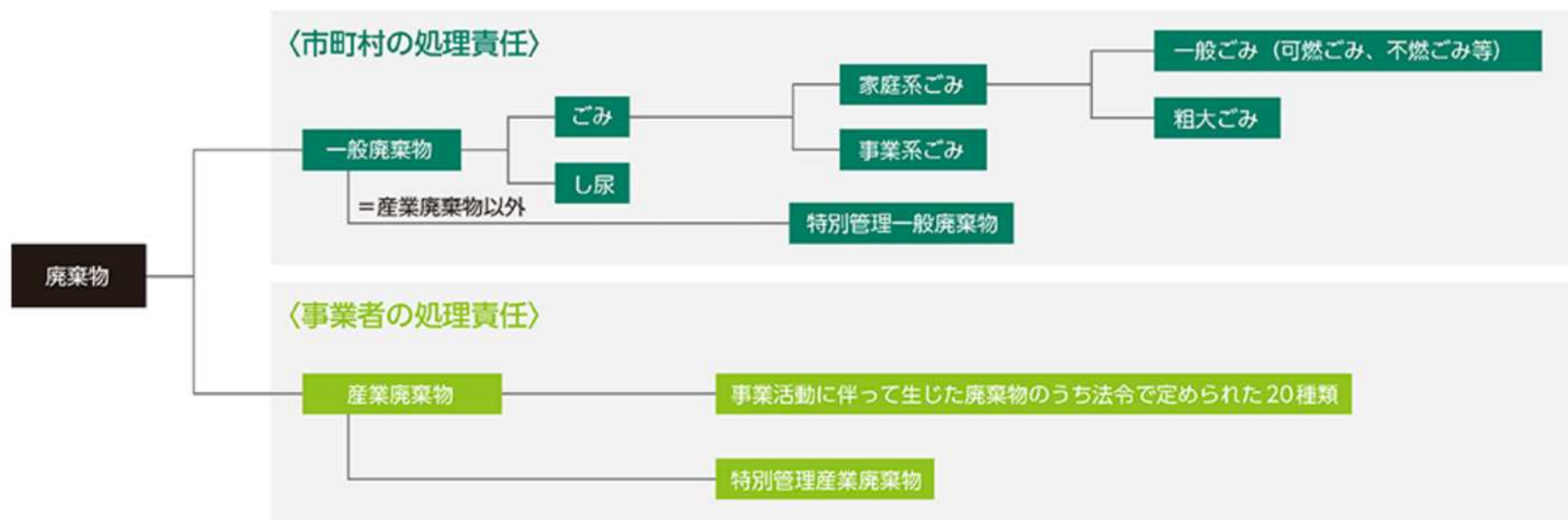
(2)①そもそも「ごみ」とは…

【廃棄物】とは…

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、
廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物または不要物

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第2条）』

図3-1-6 廃棄物の区分



(2)②世田谷区一般廃棄物処理基本計画

基本理念

環境に配慮した持続可能な社会の実現



基本方針

1. 区民・事業者主体による取組みを推進する
2. 拡大生産者責任の考え方に基づく発生・排出抑制を推進する
3. 環境への負荷低減などの効果と費用を勘案した効率的な事業を展開する

(2)②世田谷区一般廃棄物処理基本計画

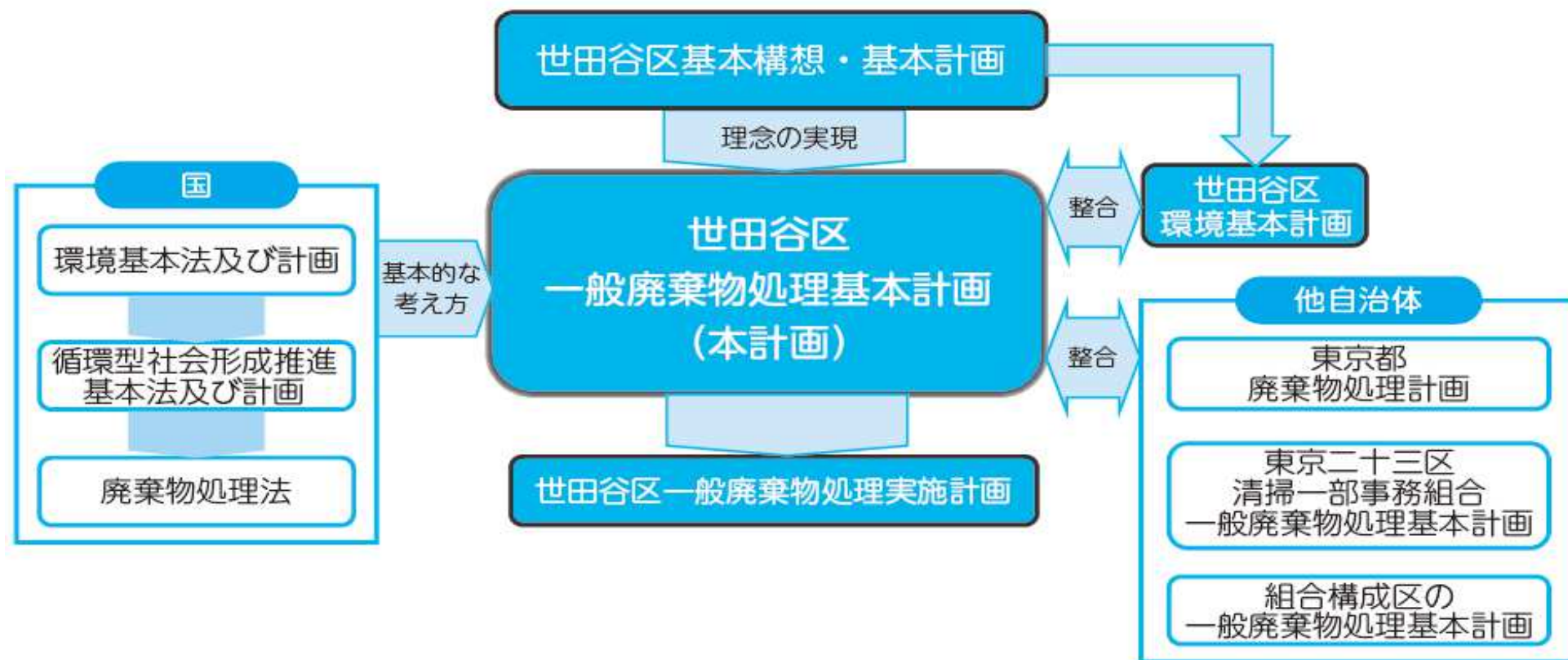


図 1-1 本計画の位置づけ

(2)②世田谷区一般廃棄物処理基本計画

【計画期間】

平成27年度から令和6年度まで（10年間）

※令和2年度に中間見直しを実施

【ごみ減量目標】

※区民1人1日あたりのごみ排出量で評価

※目標値は、中間見直し後の数値

	平成30年度 (実績値)	令和6年度 (最終目標)
区民1人1日あたりのごみ排出量（g）	530	482

出典：「世田谷区一般廃棄物処理基本計画中間見直し(2020年度～2024年度)」

(2)②世田谷区一般廃棄物処理基本計画

世田谷区の施策

関連する「持続可能な
開発目標 (SDGs)」

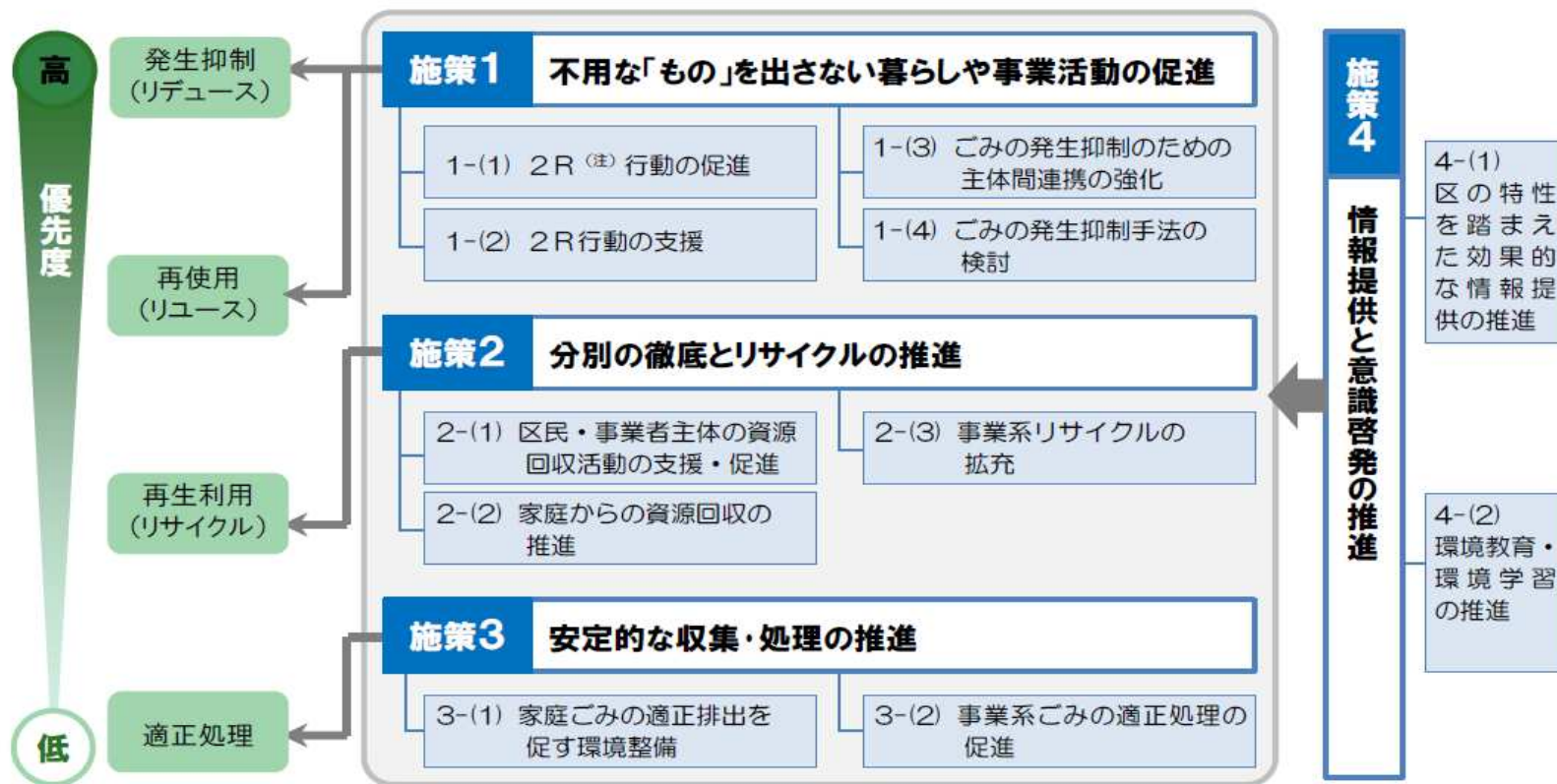


出典：「世田谷区一般廃棄物処理基本計画中間見直し(2020年度～2024年度)」

(2)②世田谷区一般廃棄物処理基本計画



循環型社会形成のための施策



(注) 2Rとは、3R「発生抑制 (リデュース)・再利用 (リユース)・再生利用 (リサイクル)」のうち、優先度の高い「発生抑制 (リデュース)・再利用 (リユース)」のことです。

出典：「世田谷区一般廃棄物処理基本計画(2015年度～2024年度)」

(2)③主な資源・ごみの分別区分・収集方法

※R5年12月現在

資源・ごみの分別区分と収集方法（令和5年12月現在）

分別区分	主な対象品目	収集方法	収集頻度等	
可燃ごみ	生ごみ、紙おむつ、プラスチック類、ゴム・皮革製品等	集積所	週2回	
不燃ごみ	金属類、ガラス類、陶磁器類、小型家電製品等	集積所	月2回	
粗大ごみ*	一辺が30cmを超えるもの	戸別	申込制	
資源	古紙	新聞、雑誌類、紙パック、段ボール	集積所	週1回
	びん	飲食用のガラスびん	集積所	週1回
	缶	飲食用のアルミ・スチール缶	集積所	週1回
	ペットボトル	飲料用・調味料用のペットボトル	集積所	月2回
			拠点回収	回収ボックス (施設開館時)
	ペットボトルキャップ	ペットボトルのキャップ	拠点回収	回収ボックス (施設開館時)
	白色発泡トレイ	白色の発泡スチロール製のトレイ	拠点回収	回収ボックス (施設開館時)
	食品用透明プラスチック	無色透明の食品用トレイ	拠点回収	回収員手渡し (月2回)
	色・柄付き発泡トレイ	色や柄がついている発泡スチロール製のトレイ	拠点回収	回収員手渡し (月2回)
	廃食用油	てんぷら油等の食用油	拠点回収	回収員手渡し (月2回)
小型電子機器	携帯電話等の対象12品目	拠点回収	回収ボックス (施設開館時)	

【集積所数】

区内約88,000箇所（R4年度）

【資源拠点回収場所】

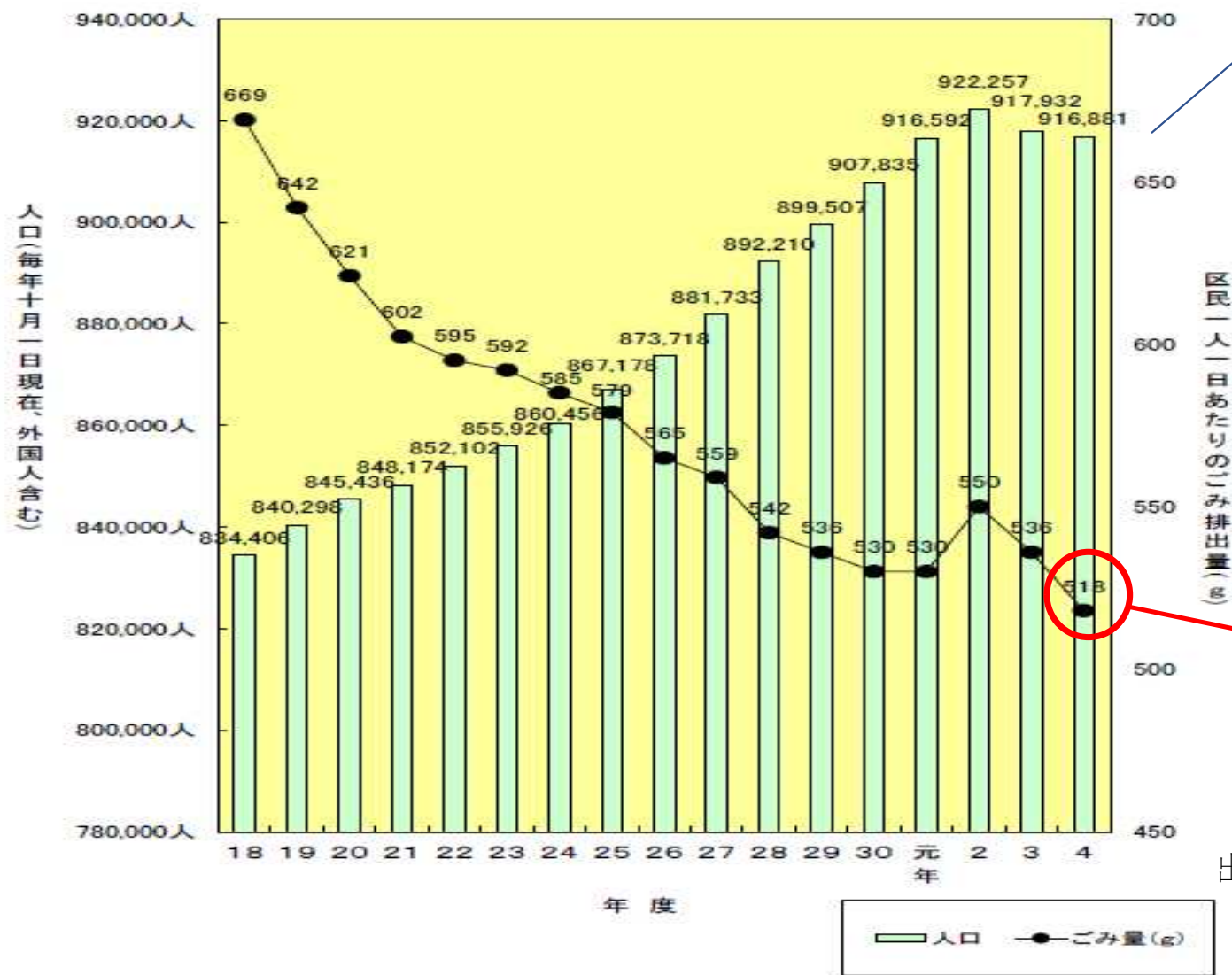
- ・スーパーマーケットや小売店での自主的な回収 77ヶ所以上
- ・公共施設 65ヶ所（本庁舎、各総合支所、各まちづくりセンター、一部の地区会館、一部の児童館 など）
- ・普及啓発施設 2ヶ所（エコプラザ用賀、リサイクル千歳台）

【主な資源処理施設】

- ・古紙 民間処理施設4ヶ所
- ・びん 世田谷区資源循環センター「リセタ」
- ・缶 民間処理施設2ヶ所
- ・ペットボトル 民間処理施設1ヶ所

※家電リサイクル法の対象品目（エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）、パーソナルコンピュータは除く

(2)④区民1人1日あたりのごみ排出量の推移



918,568人
(R5年10月1日時点の人口)

518g
(R4年度実績)

出典：「世田谷区清掃・リサイクル事業概要2023」

(2)⑤家庭・事業系ごみ組成分析調査及び計量調査

【調査目的】

- ①家庭から排出されるごみの組成と分別状況の把握
 - ②1人1日あたりの可燃ごみ・不燃ごみの量の把握
 - ③事業所から区収集に排出されるごみの組成と分別状況の把握
 - ④事業系有料ごみ処理券の貼付状況の把握
- 以上を把握し、廃棄物施策検討の基礎資料を得るため

【調査対象】

区内の8地区から、住居形態（一戸建て、アパート等混在、マンション）ごとに集積所を抽出

【調査対象世帯数】

1,082世帯（R5実績）

家庭ごみ組成分析調査結果（過去の推移）

出典：「令和5年度世田谷区家庭・事業系ごみ組成分析調査及び計量調査報告」

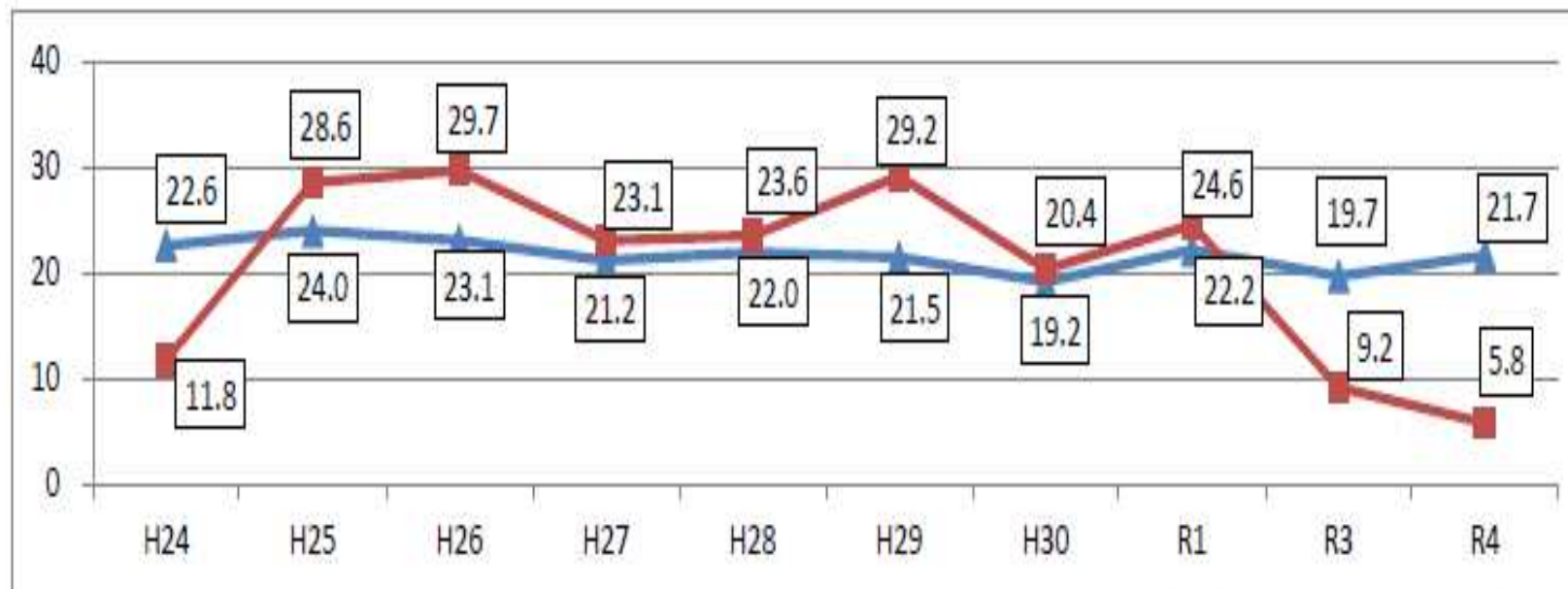
- ・ **資源**の割合は、ほぼ変化なし（H24：22.6% → R5：22.3%）
- ・ **プラスチック**の割合は、増加（H24：12.8% → R5：18.2%）
- ・ **生ごみ**の割合は、減少（H24：37.3% → R5：26.9%）

単位：%

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R3	R4	R5
可燃系資源		22.2	23.6	22.9	20.8	21.6	21.3	18.9	21.9	19.4	21.6	22.1
不燃系資源		0.4	0.4	0.2	0.4	0.4	0.2	0.3	0.3	0.3	0.1	0.2
可燃物	生ごみ	37.3	35.2	36.1	35.7	32.7	31.1	31.6	28.6	30.0	28.5	26.9
	紙類	2.2	2.2	2.4	1.7	1.9	2.2	3.2	2.4	4.2	3.6	3.6
	木・草類	8.1	5.2	4.3	7.8	9.8	4.3	3.8	4.9	4.4	3.7	3.3
	容器包装プラスチック	10.9	11.2	11.3	10.8	10.7	14.2	14.0	12.6	13.2	14.0	14.2
	製品プラスチック	1.9	2.7	2.8	2.5	3.0	2.9	2.5	3.2	4.7	4.8	4.0
	ゴム・皮革類	1.9	0.9	0.7	1.3	1.1	0.4	1.1	1.2	0.9	1.1	0.9
	その他可燃物	13.8	17.2	17.5	17.1	17.2	20.4	22.9	23.5	20.5	19.9	22.7
小計		76.1	74.6	75.1	76.9	76.4	75.5	79.1	76.4	77.8	75.7	75.7
不燃物		0.3	0.5	0.7	0.2	0.2	0.3	0.2	0.3	1.0	0.8	0.6
排出禁止物		0.2	0.1	0.2	0.9	0.3	1.5	0.0	0.0	0.2	0.6	0.3
外袋		0.7	0.8	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.3	1.3	1.2	1.0
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により調査を中止した。

家庭の可燃ごみ及び不燃ごみ中の資源の割合の推移



▲ : 可燃ごみ
■ : 不燃ごみ

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により調査未実施
※平成25年度より、資源に小型家電を含む
※令和3年度より、資源とする小型家電を拠点回収対象の12品目に限定

出典：「令和5年度世田谷区家庭・事業系ごみ
組成分析調査及び計量調査報告」

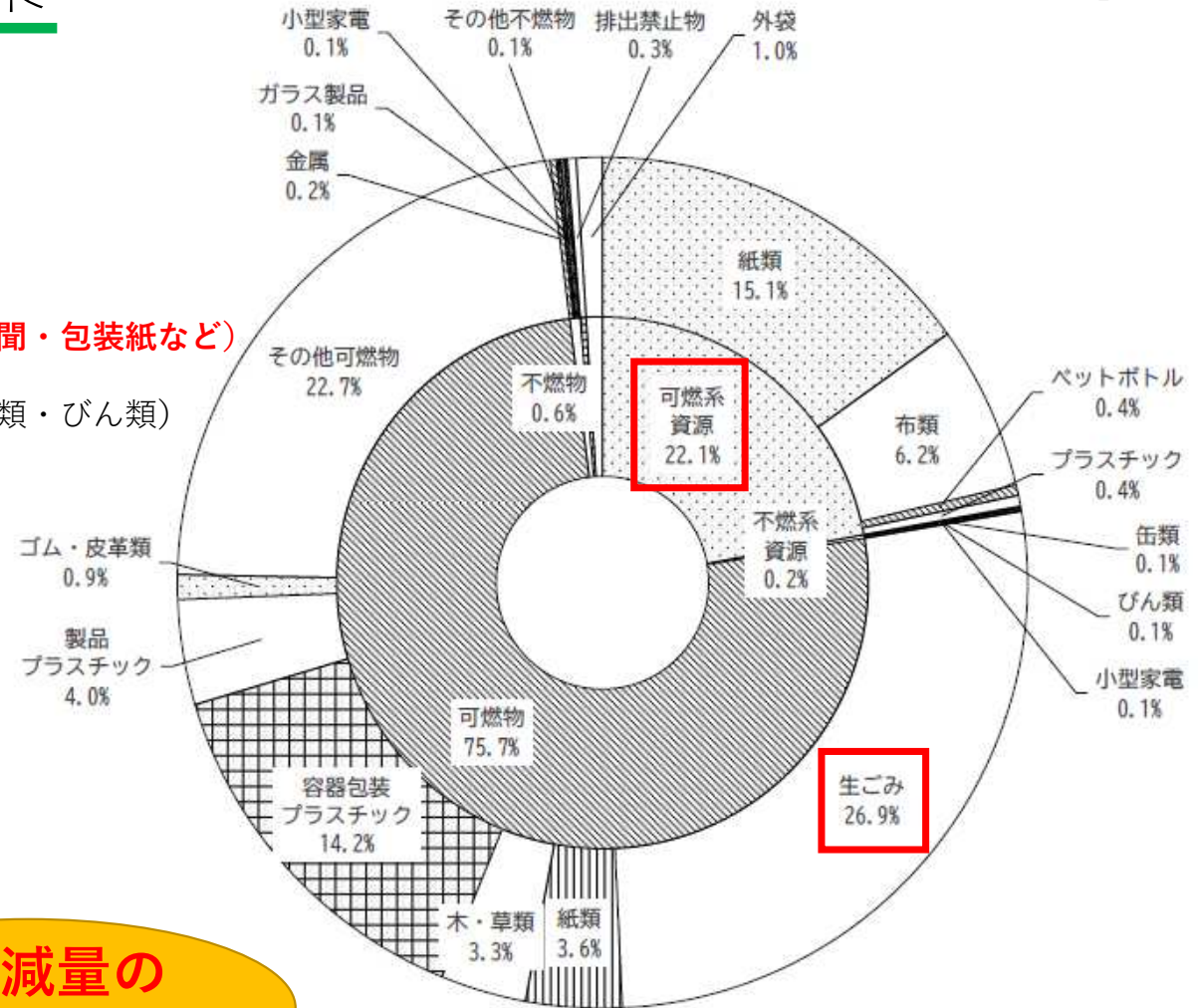
R5家庭ごみ組成分析調査結果

出典：「令和5年度世田谷区家庭・事業系ごみ組成分析調査及び計量調査報告」

【可燃ごみ】

(内訳)

・可燃系資源	22.1%	1%	(新聞・包装紙など)
・不燃系資源	0.2%	2%	(缶類・びん類)
・可燃物	75.7%	7%	
・不燃物	0.6%	6%	
・排出禁止物	0.3%	3%	
・外袋	1.0%	0%	



本来は「資源」
 分別の徹底を行えば…

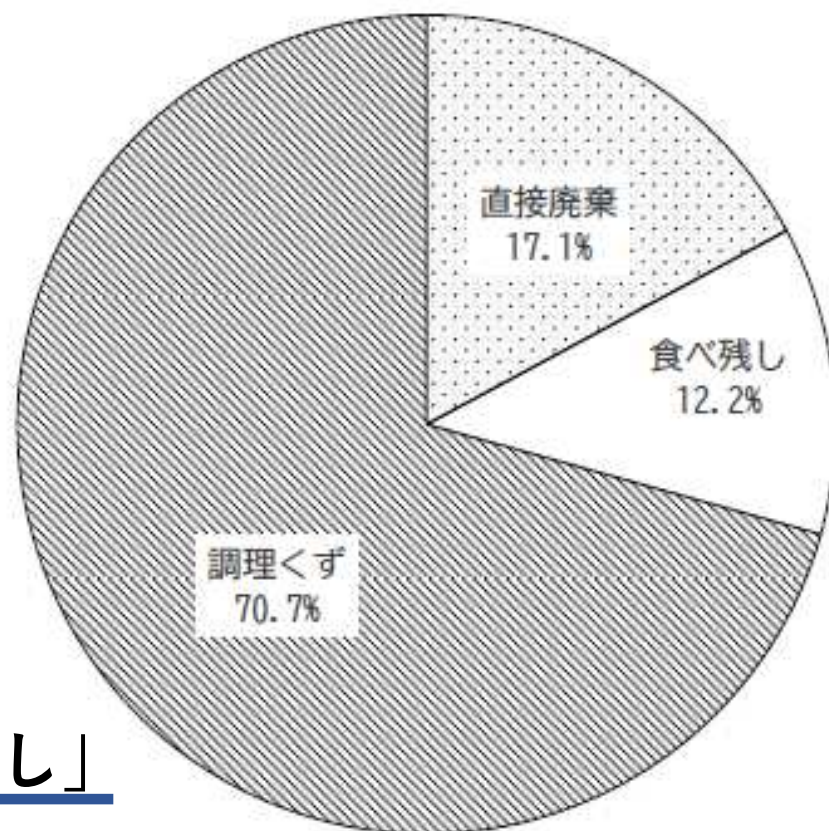
ごみ減量の可能性

図 2.1-1 可燃ごみの組成分析結果

R5家庭ごみ組成分析調査結果

【可燃ごみに含まれる生ごみの内訳】

	可燃ごみに占める割合		生ごみに占める割合		
	重量 (kg)	割合	重量 (kg)	割合	
食品ロス	直接廃棄	72.34	4.6%	72.34	17.1%
	食べ残し	51.44	3.3%	51.44	12.2%
	小計	123.78	7.9%	123.78	29.3%
調理くず	298.21	19.0%	298.21	70.7%	
生ごみ小計	421.99	26.9%	421.99	100.0%	
生ごみ以外	1,144.66	73.1%			
合計	1,566.65	100.0%			



「直接廃棄 (利用されずにそのまま捨てられた食品) **」「食べ残し」**

「調理くず (水切り後) **」を減らすことが必要**

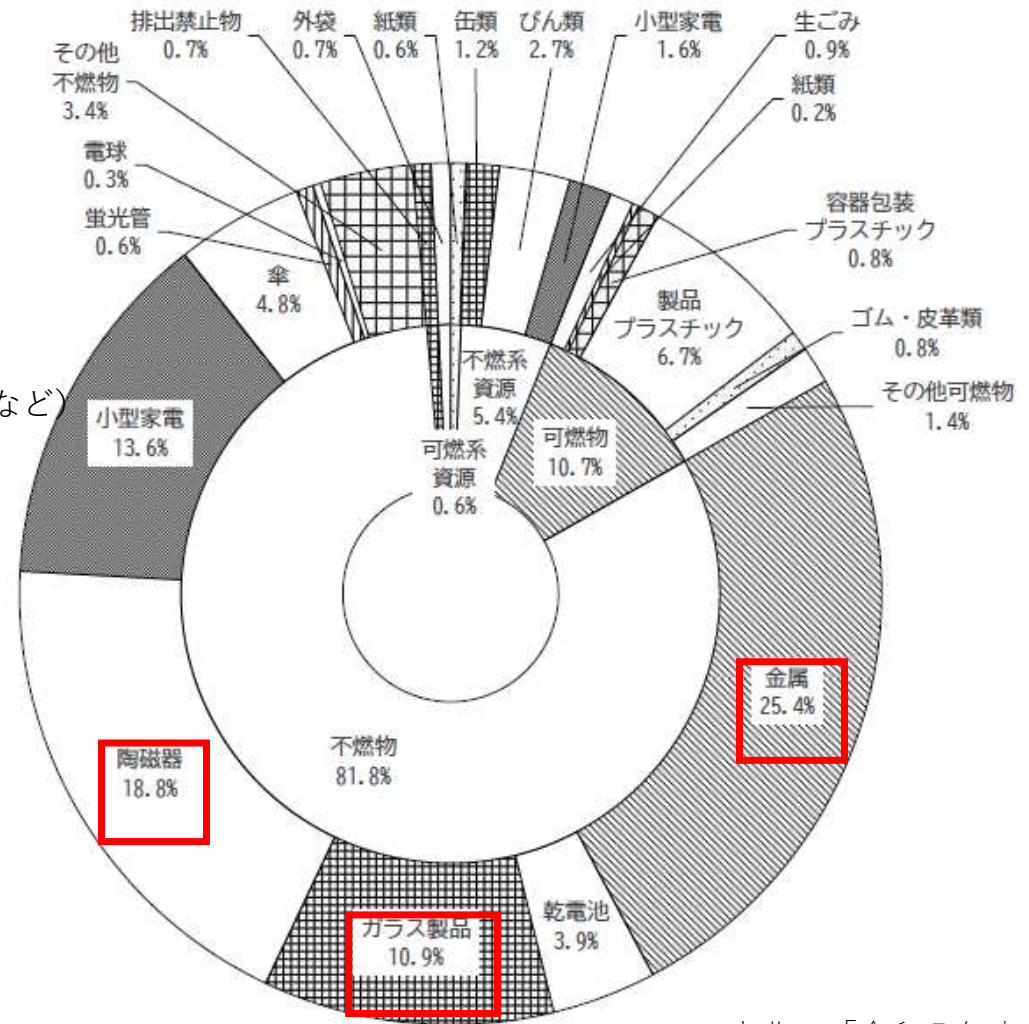
出典：「令和5年度世田谷区家庭・事業系ごみ組成分析調査及び計量調査報告」

R5家庭ごみ組成分析調査結果

【不燃ごみ】

(内訳)

- ・ 可燃系資源 0.6% (新聞・包装紙など)
- ・ 不燃系資源 5.4% (缶類・びん類)
- ・ **可燃物 10.7%**
- ・ **不燃物 81.8%**
- ・ 排出禁止物 0.7%
- ・ 外袋 0.7%



分別の徹底や再利用
を行えば…

ごみ減量の
可能性

図 2.1-2 不燃ごみの組成分析結果

出典：「令和5年度
世田谷区家庭・事業
系ごみ組成分析調査
及び計量調査報告」

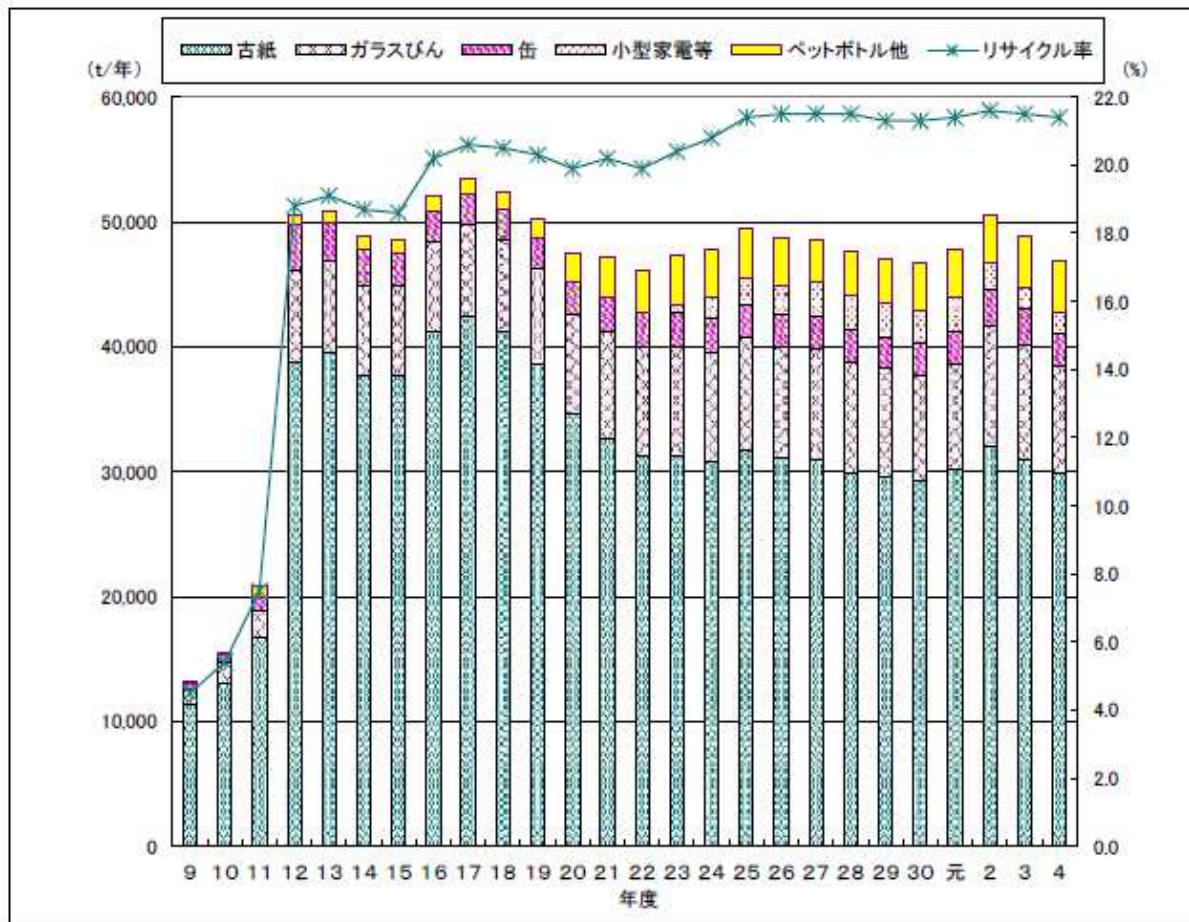
(3)①資源回収量の推移

	資源回収量(単位:t)					計	リサイクル率 (%)
	古紙	ガラスびん	金属類		ペットボトル他		
			缶等	小型家電等			
平成9年度	11,287	1,283	453	—	167	13,190	4.5
平成10年度	13,062	1,661	637	—	198	15,558	5.4
平成11年度	16,709	2,212	1,071	—	772	20,764	7.5
平成12年度	38,743	7,352	3,630	—	881	50,607	18.8
平成13年度	39,577	7,213	3,153	—	956	50,899	19.1
平成14年度	37,717	7,228	2,883	—	1,035	48,863	18.7
平成15年度	37,653	7,263	2,559	—	1,103	48,578	18.6
平成16年度	41,151	7,247	2,528	—	1,197	52,124	20.2
平成17年度	42,496	7,259	2,431	—	1,276	53,462	20.6
平成18年度	41,198	7,425	2,408	—	1,365	52,396	20.5
平成19年度	38,588	7,677	2,432	—	1,538	50,235	20.3
平成20年度	34,619	7,910	2,632	—	2,311	47,473	19.9
平成21年度	32,660	8,500	2,807	—	3,260	47,227	20.2
平成22年度	31,267	8,658	2,803	—	3,397	46,125	19.9
平成23年度	31,234	8,813	2,748	583	3,931	47,308	20.4
平成24年度	30,778	8,827	2,698	1,598	3,815	47,716	20.8
平成25年度	31,739	8,937	2,689	2,176	3,859	49,400	21.4
平成26年度	31,104	8,817	2,641	2,366	3,785	48,714	21.5
平成27年度	30,951	8,944	2,590	2,759	3,390	48,634	21.5
平成28年度	29,952	8,801	2,555	2,819	3,443	47,570	21.5
平成29年度	29,508	8,728	2,544	2,678	3,548	47,005	21.3
平成30年度	29,286	8,471	2,545	2,643	3,791	46,736	21.3
令和元年度	30,178	8,420	2,603	2,706	3,881	47,788	21.4
令和2年度	32,003	9,603	2,924	2,128	3,909	50,567	21.6
令和3年度	30,935	9,242	2,840	1,656	4,143	48,815	21.5
令和4年度	29,907	8,547	2,644	1,628	4,151	46,877	21.4

- * 小数点以下第一位を四捨五入しているため、合計値に合致しないものがある。
- * 各品目とも、集団回収、集積所回収、拠点回収、店頭回収、その他の合計。
- * 平成27年2月末日で東京ルールⅢ(ペットボトル店頭回収事業)廃止に伴い、店頭回収を終了。
- * ペットボトル他: 布類、廃食用油、白色発泡トレイ、ペットボトルキャップ、色・柄付き発泡トレイ、食品用透明プラスチック容器を含む。
- * 金属類: 「缶等」は集団回収、集積所回収の合計。「小型家電等」は、拠点回収、不燃ごみ・粗大ごみで収集したごみから選別した資源の合計。

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{資源回収量}^{\ast 1}}{\text{ごみ収集量} + \text{資源回収量}^{\ast 2}}$$

¹ 資源回収量: 集団回収、集積所回収、拠点回収、店頭回収量、その他の合計(平成23年度からは不燃・粗大ごみからの選別分含む)
² 資源回収量: 集団回収、集積所回収、拠点回収、店頭回収量、その他の布類の回収量の合計



出典: 「世田谷区清掃・リサイクル事業概要2023」

(3)②集団回収、不燃ごみ・粗大ごみ資源化、リユースの取組み

地域での集団回収や古着・古布回収

町会・自治会等による集団回収
リサイクル活動団体による古着・古布回収

不燃ごみ中継所での選別・資源化

蛍光灯、使用済み小型電子機器、金属など

粗大ごみ中継所での選別・資源化

金属、羽毛布団 など

エコプラザ用賀リユースコーナー

粗大ごみや家庭からでた不用物品を
有償または無償で随時提供
R4年度実績（喜多見での実証実験の結果）
搬入32,037点のうち31,751点をリユース
売却額16,105,050円

など



粗大ごみ中継所



エコプラザ用賀
のぼりが目印です



リユース品の一例

(4)①普及啓発と発生抑制の取組み

分別徹底に向けた各種周知

区のお知らせ・区ホームページ による周知…

イベント情報、特集記事の掲載

ホームページ くらし・手続き > ごみ・リサイクル のページで随時周知

資源とごみの収集カレンダーの作成・配付…

毎年11月頃に全戸配布。イラストでわかりやすく分別を案内

分別アプリ「さんあ〜る」…

アプリ内通知で収集日をお知らせ、ごみの分別チャットボット

区公式LINEによる分別案内

児童向け啓発冊子「できることからごみへらし！」の作成・配付

清掃事務所による分別指導…

本来と違った分別で排出されているごみへの警告シールの貼付や、適正に分別されていない集積所等に対する「ふれあい指導」を実施。R4年度実績 34,325件



資源とごみの収集
カレンダー



さんあ〜る 区公式LINE



など ふれあい指導の様子

(4)①普及啓発と発生抑制の取組み

ごみの減量に向けた普及啓発

普及啓発施設（エコプラザ用賀・リサイクル千歳台）での取組み…

ごみの減量に関する各種展示や講座の実施、資源の拠点回収、リユースコーナーの運営

環境学習の実施… 清掃事務所職員が保育園や学校等で実施。家庭での行動変容のきっかけづくりとして実施。 R4年度実績 65回、参加人数4,158人

生ごみの減量講座…

通気式生ごみ保管排出容器「生ごみカラット」を活用し、排出抑制を促す減量講座や生ごみたい肥を活用した野菜作り講習会を実施

世田谷区2R推進会議…

15以上の事業者や大学、世田谷区清掃・リサイクル部事業課から構成されており、「子どもエコマーケットでお買い物体験！」等のイベントを主催するなど、ごみ削減の取組みを実施

など



プラスチックの展示



ふくのわプロ
ジェクトの回収箱



環境学習

(4)②食品ロス削減の取組み

世田谷区食品ロス削減推進計画の策定…

国の食品ロス法の施行を受け、R4年7月策定

啓発冊子の配布…「食品ロスを減らそう！～食品をムダにしないための行動例～」(前回審議会にて配布)



区食品ロス計画



啓発冊子



ご家庭で余っている
保存可能な食品を集
めています!

フードドライブの実施…

区内施設や一部のコンビニ、イベント等で回収 R4実績 11,129kg

のぼりが目印です

せたがやエコフレンドリーショップの登録促進…

食品ロス削減やプラスチックごみ削減に積極的に取り組む
店舗を登録・支援 R5.12月現在登録店舗 85店



このロゴが目印です

食品ロス削減推進デジタルポスター コンクールの開催…

食品ロスについて学び、食べ物の大切さや未来の地球環境を守ること等への
理解と関心を深めることを目的として開催 (区立船橋小・5年生)

など



実際にごみとして出された
未使用・未開封の食品

(5)①区民意識調査の分析

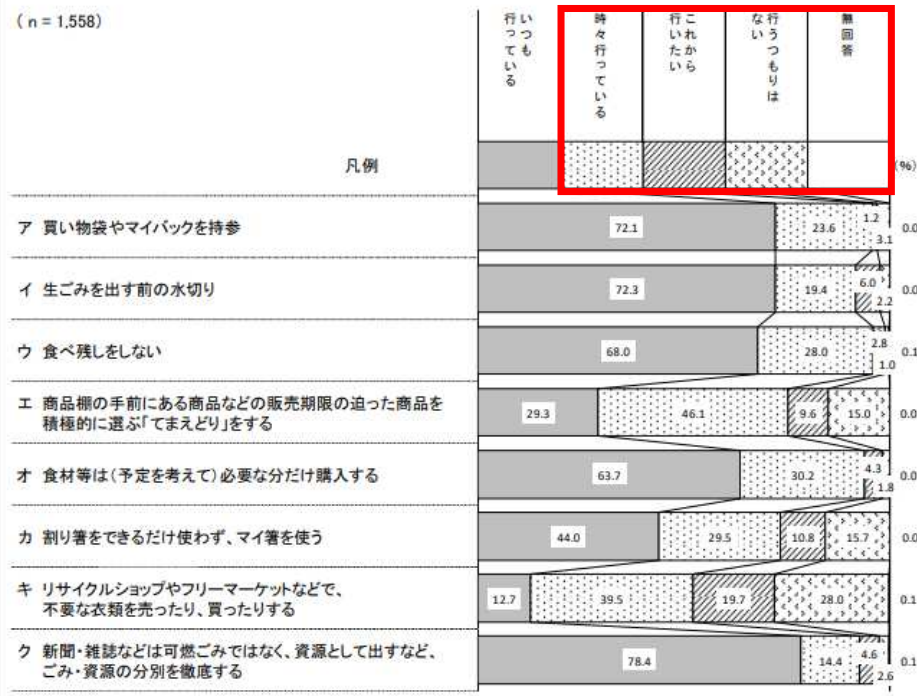
(3) ごみの削減・リサイクル行動について

(3) 次のア〜クのごみの削減・リサイクルの行動について、それぞれ当てはまる番号に1つ〇をつけてください。また、その他に行っている取組みがあれば記入してください。

8項目のごみの削減・リサイクル行動について、「いつも行っている」は、『ク 新聞・雑誌などは可燃ごみではなく、資源として出すなど、ごみ・資源の分別を徹底する』において78.4%と最も高くなっています。

「いつも行っている」は『ク 新聞・雑誌などは可燃ごみではなく、資源として出すなど、ごみ・資源の分別を徹底する』(78.4%)、『イ 生ごみを出す前の水切り』(72.3%)、『ア 買い物袋やマイバックを持参』(72.1%)、『ウ 食べ残しをしない』(68.0%)、『オ 食料等は(予定を考えて)必要な分だけ購入する』(63.7%)の5項目で5割以上となっています。

(n = 1,558)



時々行っている～行いうつもりがない

の割合が大きい項目あり

意識・行動を
変える必要がある！

出典：「世田谷区環境に関する区民意識・実態調査（概要版）」

(6) 今後の課題

区が抱える課題

- ・ もっと多くの人に環境や資源、ごみ問題に対する興味関心、危機感を持ってもらいたい！
- ・ ごみ組成分析調査で見えたごみ減量の可能性。もっと分別を徹底してもらいたい！
- ・ 食品ロスは社会問題となっている。効果的な対策として区は何ができる？
- ・ 不燃ごみ・粗大ごみの資源化をもっと進めたい。 区民にリユース品をもっと活用してもらいたい！
- ・ 新たな資源品目の分別回収への対応は？
- ・ これからの労働力不足にどうやって対応しよう？ 事業経費もなるべく抑えたい！

などなど・・・

⇒取り組みの方向性

関心の薄い層への効果的な働きかけが大切！！

従来の手法にとらわれず、課題解決に向け区民・事業者一人ひとりの行動変容を促したい！

そのための施策について本審議会でご議論いただきたい

～～休憩（5分）～～

世田谷区清掃・リサイクル部のキャラクターを紹介します！



ごみなしくん

清掃車がモチーフの
「ごみなしくん」



ごみ袋型宇宙人の「へらん」

第2回 清掃・リサイクル行政が 抱える現状と課題について

3 質疑応答 & 意見交換

(例)

- ・ 日常生活の中で個人で行っている取組みの紹介や所属する団体で行っている取組みの紹介
- ・ 清掃・リサイクルに関して、課題だと感じること
- ・ 排出する量が多いなと感じているごみの種類（生ごみ、紙ごみ、プラスチック・・・）
- ・ これまでの説明や区の実践で、もう少し掘り下げて聞きたいこと
- ・ ごみやリサイクルについて（将来像や自分でやってみたいこと）

をお話してください。（1人3分程度）

次回予定

デジタル技術等を活用した
新たなごみ減量施策について



～行政の視点から～

- ・ 区民や事業者に情報を届けるための効果的な啓発方法は？
- ・ どうしたらもっとごみ減量に関心をもってもらえるか？
- ・ 住民にごみ減量につながる行動を起こしてもらうには？